

# 水道メーターの定期交換を実施します

水道メーターは、計量法によって使用有効期間が8年と定められています。柳井地域広域水道企業団では、有効期限を迎える水道メーター等の定期交換を無料で行います。（※全てのメーターを交換する訳ではありません）  
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

**交換作業実施業者**  
柳井地域広域水道企業団が委託した「企業団指定給水装置工事事業者」  
**交換作業実施期間**  
5月中旬～8月下旬

**△ご注意ください**  
※定期交換により代金を請求することとは絶対ありません。

※委託業者は、柳井地域広域水道企業団が発行した「証明書」を携帯しています。

## メーター交換時のお願い

- (1) 水道メーター交換のため、敷地内に入らせていただきます。
- (2) ご不在でも、屋外にある水道メーターを交換させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。

(4) メーターボックスの上や周りには物を置かないでください。

(5) メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしておいてください。

(6) 水道メーター交換作業は、細心の注意を払って行いますが、まれに空気が入ることや濁り水が発生する場合があります。交換作業後は、水を使用する前に浄水器や混合水栓などが付いている蛇口を開けて、水道管内の空気や水を少し流してからご使用ください。



## メーター検針について

東和・橘地区は奇数月、久賀・大島地区は偶数月の月上旬に、検針員によるメーター検針を行っています。円滑な検針作業を行うため、前記(3)～(5)にご配慮をお願いします。

## 問い合わせ

柳井地域広域水道企業団 工務課  
☎ 0820 (25) 0257

## 森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

### 募集する住宅用地

周防大島町森地区（旧東和庁舎跡地）

区画⑤（213.33㎡）

※区画①、②、③、④については成約済みです。



貸付期間 10年（10年経過後は無償譲渡します）

貸付料 5,500円/月額

### 応募ができる人

現に生活の基盤が周防大島町にある人または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする人で、おおむね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる人。

応募期間 5月15日（金）～6月30日（火）

（応募がない場合は、随時募集を行います）

### 選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。  
※詳しくはお問い合わせください。

### 申し込み・問い合わせ

空家定住対策課 ☎ 0820-74-1033